

気象警報発表時の対応について

令和 6 年 6 月 12 日
京都府中学校体育連盟

標記のことについて、京都府中学校体育連盟は京都府公立中学校長会と協議し、平成13年度から、気象警報が発表された場合は下記のとおりとしている。

記

- 1 大会当日に特別警報が発令されている場合は、大会を中止する。
- 2 大会当日午前7時現在、「競技開催市区域」に「特別警報」「大雨」「暴風」「洪水」「大雨」「大雪」「暴風雪」が発表されている場合は、自宅等に待機し会場（校）と連絡を取ること。該当する警報については、以下のとおりとする。

競技開催市区域	該当する警報
京都市・向日市	「暴風」
宇治市	「暴風」「大雨」「洪水」「暴風雪」
亀岡市	「暴風」「大雨」「洪水」
南丹市・京丹波町	「暴風」「大雨」「洪水」「暴風雪」「大雪」

順延となった場合は、各専門部と地元中体連・ブロック会長が事後処理を検討し、関係者及び大会本部に連絡する。

なお、警報解除の時刻によっては、出場校選手・競技役員・生徒役員等の大会関係者の会場への移動の安全が確認された場合のみ、競技開始時刻を遅らせて実施することもある。

- 3 大会開催中に該当する警報が発表された場合は、天気予報や現地の気象状況等に留意し、現地に留まるか帰宅するかを各専門部と地元中体連・ブロック会長が判断し、大会本部に連絡する。
- 4 いずれかの警報発表の可能性がある場合は、各専門部と地元中体連・ブロック会長で対応を協議し、事前に関係者に連絡する。
- 5 該当しない気象警報に関しても、各専門部と地元中体連・ブロック会長で協議し対応する。
- 6 台風接近に伴う事前中止判断は、専門委員長、地元中体連・ブロック会長、京都府中体連本部で協議し、京都府中体連本部が判断する。
- 7 試合中に気象警報が発表された場合の対応について
 - (1) 警報が発表された場合には、各専門部・ブロック会長は現地の気象状況や天気予報など生徒の安全について十分検討すること。大会を開催する施設は、ほとんどが広域避難場所に指定されていることなどを勘案の上、帰宅するか、留まるかについて判断すること
 - (2) 特別警報が発表された場合には、すべての競技は直ちに中止し、生徒の安全確保に努めること

大会本部 0 7 5 - 4 1 4 - 5 8 6 2

事務局携帯 0 9 0 - 5 6 7 8 - 5 3 0 4

(京都府教育庁指導部保健体育課内 京都府中学校体育連盟事務局)